

広島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十七号

広島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島県警察関係手数料条例施行規則（平成十二年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項に規定する認知機能検査手数料

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。